

不在者財産管理人選任申立ての手引

名古屋家庭裁判所

はじめに

この書面は、不在者財産管理人選任の申立てを検討している方に、不在者財産管理人（以下では単に「管理人」と呼びます。）が、どのような場合に選ばれて、何をするのかなどについて、そのあらましを説明したものです。まず、この書面をよく読んで、管理人が必要かどうかを確認されるようにお願いします。不在者財産管理人選任の申立ては、申立てをすることができる期間が決まっているわけではありませんので、必要となった場合に申立てをしてください。

なお、この書面は、主に不在者が法定相続人となっている遺産分割協議書の作成を目的として管理人の選任を検討している方に読んでいただくことを予定しています（不在者以外の法定相続人間で遺産分割についての合意が可能である場合）。

不在者以外の法定相続人間で遺産分割についての合意ができないことなどを理由に、遺産分割調停の申立てを行うことを目的として、不在者財産管理人選任の申立てを行う場合には、以下で説明するような、申立時までに遺産分割の合意をしておくことや遺産分割協議書案を提出していただく必要はありません。ただし、速やかに遺産分割調停の申立てができるよう準備してください。

第1 不在者財産管理制度とは

これまで住んでいた場所（住所、居所）からいなくなつて、容易に戻ってくる見込みのない者を「不在者」といいます。不在者が自己の財産を管理する者を置いていない場合には、不在者の財産につき法律上の利害関係を有する第三者などは、管理人の選任を求めることがあります（民法25条1項）。管理人は、不在者が自分で財産を管理することができるようになるまでの間、不在者の財産を管理するのですから、不在者の利益に反すること（不利益になること）はできません。なお、管理人は、申立人の推薦があったとしても、推薦された人ではなく、事件につき利害関係のない愛知県弁護士会等に所属する弁護士を選任することがあります。

不在者が法定相続人となっている遺産分割協議書の作成を目的とする場合には、以下の点にご注意ください。

- 1** 管理人は、不在者に不利な内容の遺産分割協議には同意することができません。特別受益や寄与分が認められるような例外的な事案を除けば、少なくとも、**不在者の法定相続分が確保**されていなければ、遺産分割協議に不在者（実際には管理人）を参加させて合意をするために必要な家庭裁判所の許可（**権限外行為許可**といいます。民法28条前段）は出せません。
- 2** また、管理人は、不在者本人ではないので、遺産分割協議の内容が不在者に不利な内容となっていないかの確認はしますが、遺産分割協議に積極的に関与することは通常ありません。したがって、申立時には**不在者以外の法定相続人間では遺産分割についての合意ができる**こと**前提**となります（**不在者財産管理人選任の申立てはいつでもすることができます**から、原則、不在者の法定相続分を確保した合意ができた段階で申立てをしてください。合意ができていない段階で申立てをされた場合は管理人を選任する必要性がないと判断される場合があります。なお、管理人選任後も一定期間内に遺産分割協議が成立しない場合には、選任処分が取り消される場合があります。）。
- 3** 遺産分割を目的とした申立ての場合、共同相続人が管理人になると、後の遺産分割において利益相反が生じてしましますので、共同相続人を財産管理人として選任することはできません。

第2 不在であることの証明の方法について

- 1 不在者とは、これまで住んでいた場所（住所、居所）からいなくなつて、容易に戻つてくる見込みのない者ですから、単に、最近連絡がないとか、連絡が取れないということでは、直ちに不在者であるとはいえないません。
申し立てるときには、本当に「不在者」であるかを調査して、裏付ける資料を提出する必要があります。

調査不足のまま管理人を選任して、不在者とした人が戻つて来られた場合には、申立人と不在者との間で大きなトラブルとなることがありますので、この調査は慎重かつ確実に

行うようにしてください。

2 調査方法

- (1) まず、不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍附票を取得してください。

これらの書類は、不在者の本籍地の市区町村役場で入手することができます（戸籍謄本450円程度、戸籍附票300円程度）。

※ 不在者の現在の本籍地が知れない場合は、まず、不在者の両親の戸籍謄本を入手し、不在者につき記載されている部分（子として記載されています。）に、その戸籍から除かれて新たに入籍した戸籍が記載されていますので（両親の現在の戸籍に不在者の記載がない場合は、両親の現在の戸籍より以前の戸籍謄本〔除籍謄本又は改製原戸籍謄本〕を入手してください。）新たに入籍した戸籍の戸籍謄本を入手してください。その戸籍が不在者の転籍等により最新の戸籍でなかった場合は、更に転出先の戸籍謄本を取得し、最新の戸籍にたどり着くまで、順次同じ要領で戸籍謄本を取得してください。なお、市区町村役場において、戸籍謄本を申請するについて、本人からの申請ではないことを理由に拒否される場合がありますが、その際は、不在者財産管理人選任申立てのためであることを担当者に伝えた上で、取得が可能か確認してください。

- (2) 次に、不在者の住民票を取得してください。

この住民票は、不在者の住所地の市区町村役場で入手することができます。

※ この住民票には、不在者の転出予定地が記載されている場合があります。

- (3) 次に、上記戸籍附票に記載されている最後の住所地（住民票に転出予定地が記載されている場合には同住所地を含む。以下同じ。）を確認し、当該住所に書留郵便等を送付し、その結果を確認してください。

※ 送付した郵便物が「転居先不明」、「あて所に尋ねあたりません」等の理由で返送された場合は、そこには居住していないと思われますから、他の方法で探すことを検討してください。また、「留置期間経過」の理由で返送された場合は、そこに不在者が居住している可能性がありますから、改めて当該住所に特定記録郵便等を送付するとともに必ず直接現地に見に行って、不在者の所在を確認してください。なお、返送され

た郵便物は、申立てをされる際の添付資料で必要な「不在の事実を証する資料」になります。

※ 直接見に行く場合には、その住所地周辺や表札を確認したり、近所の方に聞き込みをしたり、管理会社に問い合わせをしたり、不在者の手がかりを探すようにしてください（申立ての際に現地調査に行った報告書を「不在の事実を証する資料」として提出していただきます。）。

(4) 最後の住所地で不在者を発見することができなかった場合は、不在者の近親者（配偶者、子、父母、兄弟）に、不在者の所在を尋ねて、不在者発見の手がかりを捜してください。

(5) また、不在者が住んでいた住所の所轄の警察署に、捜索願を出す方法もあります。この場合には、捜索願の届出が受理されたことを証明する書面（捜索願受理証明書）をもっておいてください。

※ 捜索願受理証明書は、申立てされる際の添付資料で必要な「不在の事実を証する資料」の一つになります。

(6) 不在者が海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない日本人について、外務省のホームページにその調査方法が掲載されていますので、参考にしてください。なお、外国人や外国に出国している日本人については、弁護士等を通じて法務省出入国在留管理局が保管している記録等を調査する方法もありますので、ご検討ください。

(7) 上記(1)から(6)の調査をしても発見できない場合には、これまで住んでいた場所に容易には戻って来る見込みのない不在者である可能性が高いと思われます。ただ、ここに記載した方法以外の捜索方法があれば、必ず実践してください。あなたが手を尽くし実践した調査が、後に不在者の所在が明らかになったときのトラブル防止につながります。

第3 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

法律上の利害関係人（不在者の配偶者、推定相続人、共同相続人、債権者など不在者の

財産の管理・保全につき法律上の利害関係を有する者), 檢察官(民法25条1項), 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法38条)

2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、下記の(1), (2)の順によって定まります。

- (1) 不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所(家事事件手続法145条)
- (2) 不在者の従来の住所地又は居所地が不明のときは、不在者の「財産の所在地」を管轄する家庭裁判所か「東京家庭裁判所」(家事事件手続法7条及び同規則6条)

※ これらの管轄に反した申立ては、原則として管轄のある裁判所に移送されることになりますのでご注意ください。

3 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

- (1) 申立書

※ 不在者が漢字以外の字を用いる外国人の場合は、氏名は片仮名で表示し、原則として、姓、父称、名等の区切りには中点を付してください。また、「旅券上の英字氏名」も記載してください。

※ 不在者が外国に出国している日本人の場合は、「旅券上の英字氏名」も記載してください。

- (2) 申立書と一緒に提出する資料(添付資料)等

ア 申立人が法人の場合は、資格証明書、登記簿謄本等

イ 申立人が法人でない社団等の場合は、定款、寄附行為その他の当事者能力を判断するためには必要な資料

ウ 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、不在者の戸籍附票及び住民票※申立日から3か月以内のもの

エ 申立人の利害関係を証する資料

金銭消費貸借契約書写し、賃貸借契約書写し等

※ 共同相続人からの遺産分割協議を目的とする申立ての場合は、申立人の利害関係を証する資料として下記の資料が必要です。

記

① 相続人の範囲が明らかになる戸籍謄本等一式

※ 少なくとも、被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）や相続人全員の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）は必要になりますし、そのほか、例えば、相続人が被相続人の兄弟姉妹の場合には、被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）も必要となります。その他事案に応じて、相続人の範囲が明らかになる戸籍謄本等一式を提出してください。また、相続人が相続放棄をしている場合、当該相続人の戸籍謄本及び申請受理証明書の提出が必要となります。

② 被相続人の住民票除票又は戸籍附票

③ 被相続人の相続関係図（申立人、不在者等、被相続人の親族関係や相続分等が一覧できる関係図）

④ 遺産分割協議書（案）（原則として、不在者の法定相続分が確保されていることが必要です。）

※ 法定相続情報一覧図の写し（認証日が申立て前3か月以内のもの）を提出する場合には、書類の提出を省略できる場合があります。

才 不在の事実を証する資料写し

① 捜索願受理証明書（但し、警察に検索願を提出していない時は提出していただく必要はありません。）

② 不在者の最後の住所宛に送って返送されてきた郵便物（返送理由等の記載された封筒写し。前記第2の2(3)参照）

③ 不在者の最後の住所地に現地調査を行った報告書（不在者の最後の住所宛に送つ

て返送された郵便物が「留置期間経過」の理由で返送された場合には必ず提出して
いただぐ必要があります。（前記第2の2(3)参照）

④ 不在者の近親者の陳述書（前記第2の2(4)参照）

※ 不在者の所在を調査する上で参考になりそうなものがあれば、できるだけ添付し
てください。また、最後の勤務先や電話番号等が分かれば併せて調査の上、報告し
てください。

カ 不在者の借金等の債務も含めた財産目録とそれを裏付ける資料

（不動産登記全部事項証明書、固定資産評価証明書、通帳の写し、残高証明書写し、
不在に関する資料写しなど）

※ 通帳の写しを提出される場合は、通帳の表紙と中表紙・記載のあるページ全て
の写しを提出して下さい。

※ 遺産分割協議を目的とする場合は、不在者個人の財産だけでなく、被相続人の
遺産も含みます（財産目録には、不在者の相続分も記載してください。）。

キ 管理人候補者の住民票又は戸籍附票（弁護士、司法書士の場合は、原則不要）

※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 戸籍謄本等の原本還付を希望する場合には、原本還付申請書、還付を求める戸籍謄
本等の原本、同写し、還付用のレターパック等が必要になります。

※ 選任審判後、管理人に対し、申立て関係書類の写し一式を交付していただくようお
願いします。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめ管
理人交付用写しのほか、ご自身用の控えも作成しておかれることをお勧めします。

(3) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 計3140円（内訳 320円切手×5枚、100円切手×5枚、84円
切手×10枚、20円切手×5枚、10円切手×
10枚）

※ 上記郵便切手の額は、名古屋家庭裁判所（本庁・支部）に申立ていただく場合になります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする裁判所にお問合せください。

(4) 予納金

不在者財産管理費用や不在者財産管理人報酬等の費用の見込額として

30万円～50万円程度

※ **金額は、裁判所において事案に応じて決定されます（事案により50万円を超える場合もあります。）。**

※ 申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

※ この予納金は、不在者の財産中に、管理人の管理費用等（報酬を含む）を支弁するに足る確実な財産（現金や預貯金）が存在し、不在者財産として形成された場合（管理人が預貯金として管理することができた場合）には、後に返還されることとなります。また、不在者財産が形成されない場合は、全額または一部が返還されない場合があります。

※ なお、戸籍謄本等の添付資料の収集、不在者の所在調査、遺産分割協議書の作成、遺産分割後の登記手続等の法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〈問合せ先〉

- ※ 申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。
- ※ お問い合わせをされる場合は、「不在者財産管理人選任の申立て」の件である旨お伝えください。

・名古屋家庭裁判所本庁

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目7番1 家事受付センター
電話 052-223-2830

・名古屋家庭裁判所一宮支部

〒491-0842 愛知県一宮市公園通り4-17 家事書記官室
電話 0586-73-3162

・名古屋家庭裁判所半田支部

〒475-0902 愛知県半田市宮路町200-2 家事書記官室
電話 0569-21-0354

・名古屋家庭裁判所岡崎支部

〒444-8550 愛知県岡崎市明大寺町字奈良井3 家事書記官室
電話 0564-51-8950

・名古屋家庭裁判所豊橋支部

〒440-0884 愛知県豊橋市大国町110 家事書記官室
電話 0532-52-3237